明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五二）　一
〔省　令〕
○厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三〇）　一
〔告　示〕
○電波天文業務の用に供する受信設備を指定した件（**総務**二八九）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**四〇八）　二
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（**経済産業**二〇五）　二
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（**経済産業・国土交通・環境**九六～一〇三）　三
○少数生産車の型式を承認した件（**同**一〇四～一一七）　三
○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（**同**一一八）　五
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（**同**一一九）　五
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**八九六）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一六五、一六六）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**一七〇、一七一）　七
○道路に関する件（**関東地方整備局**二五九、二六〇）　七
○道路に関する件（**北陸地方整備局**六九）　七
〔人事異動〕
法務省　財務省　七
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔公　告〕
諸事項　八
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　九
会社その他　九

府　令

○内閣府令第五十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第二号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年七月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを「（新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六の規定の適用に係る経過措置）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（証拠金の預託等に係る経過措置）

第三条　当分の間、新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五中「相手方に貸付又は預託（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金」とあるのは、「相手方に貸付若しくは預託又はこれらに類する方法による差入（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金」とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百三十号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の十一第一項及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の十一第一項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第一号中「徴収金」の下に「（当該徴収金につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）」を、同条第二号中「による返還金」の下に「（当該返還金につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）」を加える。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第一号中「徴収金」の下に「（当該徴収金につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）」を、同条第二号中「による返還金」の下に「（当該返還金につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。